

○トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成二十二年厚生労働省、経済産業省、環境省告示第十七号）

改正後	改正前
<p>トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令<u>第九条</u>に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p> <p>本指針は、第二種特定化学物質であるトリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝2，3－ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス（トリブチルスズ）＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）又はトリブチルスズ＝1，2，3，4，4a，4b，5，6，10，10a－デカヒドロ－7－イソプロピル－1，4a－ジメチル－1－フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）（以下「トリブチルスズ化合物」という。）による環境の汚染を防止するため、トリブチルスズ化合物</p>	<p>トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令<u>第十一条</u>に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針</p> <p>本指針は、第二種特定化学物質であるトリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝2，3－ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス（トリブチルスズ）＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）又はトリブチルスズ＝1，2，3，4，4a，4b，5，6，10，10a－デカヒドロ－7－イソプロピル－1，4a－ジメチル－1－フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）（以下「トリブチルスズ化合物」という。）による環境の汚染を防止するため、トリブチルスズ化合物</p>

の製造の事業を営む者、業としてトリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九條に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「トリブチルスズ化合物等」という。）を使用する者その他の業としてトリブチルスズ化合物等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリブチルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

[略]

の製造の事業を営む者、業としてトリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一條に定める製品で当該第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「トリブチルスズ化合物等」という。）を使用する者その他の業としてトリブチルスズ化合物等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いトリブチルスズ化合物の環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

[略]

備考 表中の [] の記載は注記である。